

タイトル	日本労働者の「自主性」の抑圧
著者	美馬, 孝人
引用	季刊北海学園大学経済論集, 51(2): 1-20
発行日	2003-09-30

《論説》

日本労働者の「自主性」の抑圧

美 馬 孝 人

(1)

2003年6月20日、ILOは第331回結社の自由委員会報告を採択し、JR不採用問題の迅速な解決を日本政府に促す第5回目の勧告を行った。JR不採用事件ILO連絡会の牛久保秀樹弁護士によれば、日本政府はILOに対して、「四党合意」の破綻を国労側の責任と説明し、これに沿った解決が遠のいたとして、係争中の中央労働委員会命令に対する最高裁判所の判決を待って「解決」に動き出す意向のようである。(中里・牛久保『JR不採用事件ILO訪問記』)。

しかしこの事件は、1987年の発生以来16年を経過しており、すでに労働委員会制度設置趣旨の一つである「迅速解決」という目的は蹂躪され、これ以上解決が長引けば、第5次勧告が指摘しているとおり「最終的に見出だされるどのような解決もますます実効性に欠けるもの illusory となっていく」のである。

顧みれば、1958年から日本の国労、日教組、全通、自治労などの組合による提訴を受けて、公務員労働者の団結権の実態を調査するために、ILO結社の自由委員会が使節団を派遣し、「ドライヤー報告書」で87号条約の早期批准を求め、日本政府がようやくこれを批准したのは1965年のことであった。この時には、1948年の占領軍による政令201号とその後継としての各種公務員関係法による団結権の制約にもかかわらず、憲法と労働

組合法を武器として日本の労働組合は産別衰退後も総評の下で強力な戦闘力を発揮しており、公務員労働者もまた解雇を含む相次ぐ処分という大きな犠牲を払いながらも団体行動を活発に行っていたのであった。

総評は政令201号なる占領下での緊急措置以後、独立回復後も奪われ続けていた公務員の団結権の主要部分たる団体行動権を回復するために奮闘し、87号条約と98号条約を日本政府に批准させる事に成功した。そしてILOからの圧力の下で、公務員労働組合の団体行動に対して一律にそれを禁止するのではなく、現業労働者についてはそれを容認する方針が打ち出され、団結権に対する司法の判断も一時その方向へと動いたものの、遺憾ながら政府はその方向を具体化するための国内法を整備しはしなかった。

一方、争議権を含めて十全な団結権を与えられていたはずの民間大企業組合は、その企業別組合という枠組みを脱却できぬままに、資本の攻撃と経済のグローバル化の進展の中で一層企業防衛的な色彩を強め、次第に労資協調の重視へとその性格を変えていった。組織率が極めて高く、従って労働条件の決定水準に大きな影響力をもってきた民間大企業組合が企業組合的になるにつれて、労働者全体の労働条件の底上げ、権利擁護という課題は後景にひき、「横睨み」の個別決着が大勢となった。そうした運動路線が定着した結果、現下の長期不況で資本が労働側に大攻勢をか

けている最中であってさえ、労働時間の延長、サービス残業、賃金切り下げ、人員削減、雇用の不安定化に反対するために、団体行動権の行使であるストライキを行う事は殆どなくなってしまうのである。

オイルショック後の一時期、自民党鳩派といわれた三木政権の成立と野党の勢力の増大、および労働組合の戦闘力の高まりを背景として、現業部門の公務員労組は自らの力で団体行動権を回復しようとした。しかし1975年11月の公労協による「スト権スト」敗北を最後に、公務員労働者にたいする団結権制約の不当性を問う声も、現業部分に対してこれを承認していくという声も全く聞かれなくなり、逆に欧米からの時代錯誤的な新自由主義思想の導入と、「臨調行革」攻勢による公務員労働組合の力量の低下から、総評は解散を余儀なくされていった。そして公労協と総評労働運動の牽引役を務めていた国労は、当時自民党政権に対する最大野党たる地位にあった社会党をつぶす（中曽根首相の言葉）という政治的な意図をも持つ国鉄分割民営化なる国策遂行下において、不当労働行為（であると総ての地方労働委員会と中央労働委員会が長い調査の後に認定した）を仕掛けられ、その直中で不当解雇事件が起きたのである。争議権の剥奪とその放置は、この段階で結局、国家権力による公然たる団結権そのものへの侵害へとたどり着いてしまった。電々公社の民営化形態であるNTTと、専売公社の民営化形態である日本たばこ産業における人減し大合理化をあからさまに見せつけられながら、小泉首相の郵政民営化方針に対して労働組合は反対を唱えることさえできなくなってしまったのである。

(2)

公務員の団体行動権は、それを制約した米軍による占領の終了、日本の独立回復後も回

復せぬどころかその見通しさえ失われて、不当労働行為の横行となった。民間大労組は、現下の長期不況下で大企業労働者の状態がかつてなく悪化しているにもかかわらず、全面的なスト自粛方針を採っており、事実上ストができない。今や労働者は経済環境の劣悪化のなかで労働条件の切り下げに直面しても、自らを守るためにその集団の力を発揮する事ができない。団体行動権は有名無実化しているわけである。国民の自由と民主主義を確保するための、またそれによって公平な世界を築き平和を守るための不可欠の要件として日本国憲法の中に掲げられた団結権は、危機に瀕しているといわなければならない。自由民主党という贅沢な政党名を持つ政権党が標榜する自由主義とは何か、民主主義とは何か、自由で民主的な社会における個々人の主体性の確立とは何なのか。社会全体の自由化・民主化の中で勝ち取られていく労働者にとっての「解放立法」と、現時点におけるその実質的な効力の間に横たわる、深刻なズレの拡大を指摘しないわけにはいかない。

一方には先進国並みの労働組合法と団結権救済制度があるとしても、他方にそれと矛盾する抑圧法が存在する場合、ちょうど日本国憲法と日米安全保障条約との関係がそうであるように、それらの法の執行と監督に当たる行政権力の性格が現実の労働行政の方向を決定していくであろう。長く行政権力の交替がない場合には、労働法制の解釈そのものでさえ当初の立法の理念から時の行政側の理念へと変容をきたし、司法権はそれを有効にチェックする機能を失い、行政判断に追随する事になろう。長年の自由民主党政権下において、日本の労働者の団結権がしばしば公然と侵され団結権救済制度が形骸化しているのは、自由民主党政権が「営業の自由」の優先的確保のために資本家による労働者への支配を一層強固に維持させようとし、団結権を積極的に擁護する事によって労資の事実上の

平等を達成しようとはしていないからである。また「スト権スト」時における自民党有力者の言動に明らかなように、労働者に対する団体行動権の付与が、直接行動と革命をもたらしかねないと考えているからでもある。彼等には、団結権が労働者の市民的権利の保障に不可欠との認識がないばかりか、労働者の団結は生産の順当な発展を阻害し、体制の安定的な維持を脅かすと考えているのである。このような政党が、労働基準法や労働組合法が予定しているように、「労働者が人たるに値する生活を営むため」に「労働者と使用者が対等の立場において」労働条件を決定し、生産力の高まりに比例的に労働条件が改善するようにという趣旨で、団結権を擁護する事ができるであろうか。真の意味で労働者の団結権を擁護発展させることによって、労働者を主要な構成員とする国民1人1人の主体的な自由な活動力を発揮させる事ができるであろうか。あるいは、労働者に自立して生活せよ、創意工夫を発揮せよと求める事ができるであろうか。

日本の労働者がILOの理念である「正義と平和」を内心では強く希求していながら、未だに自らはその責任を果たす行動をとりえないのは、「お上にたてつくのは悪い事である」とする徳川時代から引き継がれ戦前においても支配的であった封建的道德観から脱却できない事にもよるが、労働者の団結権の保護が不十分であり、この権利の積極的な行使が自分に利益をもたらすのではなく、逆に不利益をもたらしかねないと考えているからであろう。自主的な労働組合の結成への露骨な妨害や組合員への差別待遇は余りに多く、そのような不当労働行為に対する救済は余りに消極的で遅い。今回の国労不当解雇事件が長期にわたって未解決のままに放置されているのは、そのような労働行政の一つの具体的な表れなのである。思想・信条・結社の自由、労働運動の権利は唱われていても、その権利

を行使する人が明らかな差別を受けている時、多くの日本人は被差別者を支援するのではなく、むしろその人に近付かないように行動するものである。権利を守り拡大する運動が、大抵は自分に不利に結果する事を知っているからである。与えられた権利への無知と権利の不行使は、権利がない事に等しいと言えよう。

最近よく見られる、権利擁護の連帯的な労働運動から個別的な人権裁判への後退は、こうした日本労働者の団結権のおかれている時代的狀況を背景としているのであるが、日本の停滞的な労働組合の状態は今また日本の社会政策に決定的な影響を与えている。最近の社会政策の後退はその顕著な表れであるが、労働組合運動がその主体的な行動力をよみがえらせ、国政がそれを支援する措置を積極的に行っていないならば、労働者と国民生活の状態は、グローバル経済の進展の中で悪化と不安定化の度を一層加えていく事になろう。

(3)

労働者の自主的な運動の弱さが社会政策の順当な発展を阻んだのは今に始まった事ではなく、戦前の日本の大きな特徴でさえあり、苦い経験であった。風早八十二氏は、戦前の「治安維持法」下で学問の自由が極端に制約されていた時代に書いた、古典的な力作『日本社会政策史』(日本評論社、1937年)の中で次のように述べていた、「ここに大きな根本問題が横たわっている。国民生活の利益にとって最も切実である社会政策の問題がなぜにかような恣意的な形において自己をあらわさねばならないのであるか。それは問題の発案・審議・決定・執行について国民大衆に自主性が与えられていないところから来るのではないか。日本社会政策の具体的・歴史的内容とその特質はこの根本問題と密接に関連しているのみならず、それによって必然的に規

定せられさえしている……社会政策を真実に国民の身近のものとせんがためには、この根本問題が、まず解決されねばならない……わが国において社会政策の生成と遂行に対しわが国民大衆に自主的参加の権利がなかった事、また国民の自主性の伸張を拒否する論者が常に存在し、今日ますます増加しつつある事については、それを必然化せしめた深い歴史的社会的根拠があった事を忘れられない」(風早八十二『日本社会政策史』青木文庫版、38-40 ページ)。

風早氏は第2次大戦直後の1947年4月には、「新版に寄せる」の中に次のように書いた、「わたくしは検閲をしんしゃくして「自主性」といういいあらしを採ったが、明確に言えば、一切の政治的自由の恢復、すなわち、思想、言論、出版、集会、結社の自由、ことに労働組合、市民組織および農民組織の完全な合法性、罷業権、中央・地方政治の民主化、これらの政治的自由の欠如こそが、社会政策を天下りの恩恵的なものにし、その内容を有名無実な貧弱なものにする。労働者に局限するというならば、労働組合の合法性、団体交渉権、罷業権等の欠如と、植民地的低賃金ならびに無制限労働時間とは不可分の相互関係にある……今やポツダム宣言の受諾によって、我々にはこの意味の社会政策を充実させうる前提条件——労働組合の合法性、団結権、罷業権の法認、その他の政治的自由が保証せられた。せつかく保証された政治的自由の権利を眠らせている限り、問題は解決しない。要はこれらの自由権を真に行使して、下からの社会政策遂行の主体——民主人民政権——を作るにある」。 (同上、10-11 ページ)。

日本の労働者も風早氏もまさにこの方向で奮闘し、「戦後民主主義」といわれる一定の成果を残すことにはなるが、労働運動の嵐のような発展の前に立ちふさがったのが、民主化から経済自立化に政策を転じた占領軍による1948年の政令201号と1950年のレッド

ページであった。占領終了後にも日本政府は米軍政下における労働運動の抑圧措置を法的に追認し、労働運動を抑圧敵視する政策を維持したので、1949年の55%をピークとして労働組合組織率は1955年以降30%台へと急速に低下していった。

その頃の労働者について大河内一男氏は次のように書いている。「敗戦は日本の労働大衆の社会的並びに経済的地位の飛躍をもたらしたが、それにも拘らず明治・大正・昭和の三代にわたって日本の労働階級が受けてきた肉体的及び精神的制約は、既に労働者にとっていわば第二の天性を形成するに至っており……新憲法の制定や新しい労働立法の相次ぐ公布などによって立ちどころに解消されてしまう程簡単なものではなかった。……労働組合法が制定され一切の弾圧法規は廃棄されたのではあるが、しかしなお日本の労働者は、かつて己れの頭の上に重い石がのせられていた時と同じように、……頭を垂れて権威に隷従しようとする生活態度を精算しきれないでいる」(大河内「労働史」矢内原編『現代日本小史』下8-9ページ)。そして現在「戦後政治の総決算」=総清算が進行中なのである。

本稿は市民的自由や権利、あるいは労働者の権利などの不行使状態を克服するために、現在に対して何らかの教訓を引き出すべく、過去の民衆運動、労働運動に対する抑圧政策を分析するものである。

(4)

日本の労働者の運動はその最初から政治的な抑圧を受けてきた。それはまず明治政府によって市民的な権利が大幅に制限されていた事に原因している。

日本の近代化は西欧とは異なり自主的経済発展によって行われたのではなく、帝国主義政策をとりはじめた欧米列強からの外圧に触発されることによって急激に行われた。その

ため近代社会をうち立てる中心勢力は近代市民階級ではなく「尊王攘夷」のスローガンの下に結集した開明的武士集団であった。このことは日本の近代化に著しい歪みを与えずにはおかなかったのである(塚谷晃弘『近代日本経済思想史研究』明治文献1ページ)。明治維新政府は百姓町人など、下層人民の封建的束縛からの自由、四民平等という広汎な要求と運動を背景として成立したが、それを指導したのは封建的な政治秩序維持装置の下層にあった下級武士たちであった。彼等は最初こそ新しい権力を確立するために下層人民の要求に応える姿勢を示したが、彼等の中にある古い思想と当時の世界情勢に促されて、次第に勤労人民の期待を裏切り、国家権力の確立強化のために彼等の近代市民としての政治的自由を抑圧していった。

明治維新政府は1869年の藩籍奉還と71年の廢藩置県を行いながらも、封建的な大土地所有を無償で没収する事をせず、金録公債を発行して補償し、これを人民の負担に転化し、また国家財政確保のために封建的貢租をそのまま地租として耕作農民にかぶせた。そのために独立自営の農民は有力な階級として育つ事なく、急速に進展した農民層の分解は、一方では無産の労働者を生み出しながら、他方ではその圧倒的な多数を徳川時代後半から形成されていた地主・小作関係の中に抱摂し、半封建的な支配隷属関係を拡大再生産し、強化していった。また強力な保護政策の下で進められた資本の本源的蓄積は、特権的で有機的構成の高い巨大企業と、労働集約的な生産力の低い中小零細企業群を併存させ、農業と工業、あるいは商業の圧倒的な範囲に半封建的な労働関係を残存させる事になるのである。

明治維新政府の基本的課題は、国家的な統一を強化しつつ急速な「近代化」を推進して国力の強化を図る事であり、そのために国家目標を確立して国家に忠誠な国民を作り出す事であった。明治政府の指導者たちは「往古

の天皇の象徴性を強化する事によって国家主義的目標に向けての社会的動員が最も良く推進されると考えていた。……1890年までに天皇は……神聖な権威そのものになりつつあった。この天皇制は国体という言葉に具体化される時代錯誤的な概念によってさらに強化され、天皇を中心とした国民的統合を形成する特殊な体制へと発展した。天皇制に備えられるべき、西洋式の新法典が、統合を進めようとするかかる努力の一環として活用される……政敵に対して厳しく対応したのは、自分達の政治的地位を維持するためばかりでなく、国を近代化させつつある統合力を維持するためでもあった。」(R.H.ミッチェル『戦前日本の思想統制』日本評論社、1-2ページ)

「四民平等」や「万機公論」を掲げて権力の正当性を装いながら、事実上それを裏切って次第に絶対主義的な性格を強めていく藩閥政治に対して、まず士族による民権運動が盛り上がった。「国権」の強化に対する「民権」の実現の主張、上からの近代化に対する下からの近代化の闘いである。征韓論に敗れて下野した前参議達、板垣退助、後藤象次郎、副島種臣、江藤新平は、1874(明治7)年1月政権を独占する「有司」の専制を攻撃し、「民選議院」設立の建白書を政府に提出した。板垣はその運動のために「愛国公党」を結成し、同年3月には高知に帰って片岡健吉、林有造等と「立志社」を興し、天賦人権思想を援用して政府は人民の利益のためにあるべき事を宣伝した。翌75(明治8)年、愛国公党は立志社にならって各地に結成された政治結社と連合して「愛国社」となり、本拠を大阪に置いた。「人民の自由と参政権=自由民権の要求は急速に知識人に広がり、共和制論さえあらわれた。政府は世論をしずめようと、5月「漸次に全国人民の代議員を召集し、公議世論をもって法律を定める」との詔書を出した(井上清『日本の歴史』岩波新書、中、

166ページ)。76(明治9)年、廢刀令を契機に各地に起った士族の反乱と、伊勢暴動に代表される地租改正反対の農民暴動の結合を恐れた政府は、77(明治10)年1月、地租を地価の3分から2分五厘に、その付加税率を3分の1から5分の1へと引き下げた。「民衆は「竹槍でどんとつき出す2分5厘」と、自分達の力に自信を持った」(同上、169ページ)。

西南戦争の翌年にあたる78(明治11)年9月、土佐立志社の主導により愛国社再興大会が大阪で開かれ、西日本の士族を中心とした参加者は翌年再び大会を開く事を決議して散会したが、これ以後各地に豪農を中心とした民権学習集会がもたれるようになった。愛国社は、福島の河野広中、福井の杉田定一などその地域に勢力をもつ豪農民権家達が参加する事によって東北、北陸にも拠点を持つ事になり、80(明治13)年4月の大会では、これを「国会期成同盟」として組織し直す事となった。この時「二府二十二県の請願人八万七千名の総代九十七名の決議にもとづき、片岡健吉、河野広中の二人が代表となって、「国会を開設するの許可を上願する書」を当局に提出した。六月には相模国五百五十九村二万三千の人民の名において国会開設の建言が提出された。国会開設の要望は燎原の火の如く広がっていった。昂進するインフレーションにともなう米価の騰貴は農村に活気を与え、「士族および豪家の農商」を先頭に立てた農民は、頭上におしかかってくる専制と搾取をはねかえすべく、自由民権・国会開設の旗の下に結集したのである」(家永三郎『革命思想の先駆者』岩波新書、6ページ)。

国会開設を求める各種の請願は、人民に政治について請願する権利無しとする政府により受理を拒否されたが、民権運動は盛り上がり、国会期成同盟第2会大会では植木枝盛によって国会期成同盟を自由党という政党に改める提案が為され、また翌年予定する大会ま

でそれぞれ私擬憲法を作成して持ち寄る事が決議された。横山源之助は書いている、「改革の空気天地に^{ほうはく}旁薄して年一年社会を清新に導きたりしが明治十三年十一月に至りて初めて政党は組織せらる。自由党これなり。その盟約を見るに……自由権利・社会改良、この二つの純理を標識として自由党は起りたるなり。……自由権利の一語は活火となりて焰々として日本の天地を蔽えりき。余輩はかつて維新前において青年志士の身を忘れ己を忘れて国事に奔走せるを見たり。しかして再び明治十三・四年に至り青年有志がけっ起して社会のために尽くせる。その真摯なりしは多とするに堪えたり」(『日本の下層社会』岩波文庫、348ページ)。1881(明治14)年3月、西園寺公望を社長とする『東洋自由新聞』紙上に中江兆民の自由民権論が掲載され、同月大隈重信は議院内閣制の採用を求める建議書を提出して政府をうろたえさせた。同年7月、黒田清隆北海道開拓使が薩摩の御用商人五代友厚に、全道の官有物を格安の値段で払い下げようとした時、板垣退助はこの機を逃さず、「かくのごとき非理不法の行わるる所以の原因は、実に政府の組織が専制に存し、国民これを矯正する途を有せざるがために非ずや」とのべて、立憲民主政治体制要求運動を推進したが、農民の反封建のエネルギーは次第に自由民権運動へと結集して、国家権力に対する市民的自由の拡大、専制政府に対する民主政府の要求となっていった。「一般的大動乱の兆候が現れ、世情にわかに騒然とし」てきたので、維新政府はいわゆる14年の「政変」を演出し、大隈を追放するとともに、一方では東京に鎮台からの出兵体制を取って首都の厳戒体制を整え、他方では明治23年をもって国会開設という詔勅をだす事になった(平野義太郎『自由民権運動とその発展』新日本出版社、19ページ)。しかし政府はこの猶予期間中にいよいよ天皇を頂点とした絶対主義的な支配体制を強めてゆき、自

由民権運動を敵視し弾圧していった。「国会開会の年月を定めたる明治政府は、翌年六月三日集会条例を改正し……余輩人民の言論および集会の自由を束縛せり」(横山、前掲書、249-50 ページ)。「徳川時代に先例があるという事は、明治新政府が市民的自由を抑圧するのを容易にした」(ミッチェル、前掲書、4 ページ)。

(5)

明治絶対主義政府と自由民権運動の衝突が福島事件(明治15年)、加波山事件(同17年)、秩父事件(同17年)などであった。福島事件は、県会の過半数を制した民権派に対して、自由党同志の「誓約書」第1条(吾党は自由の公敵たる専制政府を転覆し、公議政体を建立するを以って任とす)を訴追理由として河野広中らを投獄した。政府任命の県令三島通庸は「自由党の撲滅」「帝政党の育成」「道路の開削」を大方針として民権派を弾圧したが、彼が栃木一帯の県令をも兼ねる事になって転任してきた時、若き自由党員たちは次のような檄を飛ばして加波山に挙兵した。「そもそも建国の要は、衆庶平等の理を明らかにし、各自天与の福利を均しく享くるに有り。しかして政府を置くの趣旨は、人民天賦の自由と幸福とをかん護するに有り。決して苛法を設け圧逆を施すべきものにあらざるなり。然りしかして、今日吾国の形成を視察すれば、外は条約未だ改らず、内は国会未だ開けず、ためにかん臣政柄を弄し、上、聖天子を蔑如し、下、人民に対し収斂、時なく、餓ひょう、道に横たわるも、これを検するを知らず、その惨状、いやしくも志士仁人たるもの、あに、これを黙視するに忍びんや」(平野、前掲書、27 ページ)。7名が死刑、7名が無期徒刑に処せられ、板垣総裁ら自由党幹部は、弾圧の強化、活動不可能を理由に解党を決定し、改進黨においても党首である大隈

らが脱党して、党活動は停止した。しかし自由党急進派は、折りからの松方デフレ政策で困窮に陥り「世ならし」を求める貧農たち共に戦い続け、秩父事件、飯田事件などで警察や軍隊と衝突したが、政府との妥協を模索する自由党主流派や改進黨から見放された農民運動にもはや勝ち目はなかった。

「決起した農山村民は、『負債取消(借金棒引)、小作料免除、地租軽減、徴兵令改正、土木工事の無賃人足の廃止』をスローガンに掲げ、……『秩父大宮郷第一の高利貸兼地主、刀屋稲葉貞助を打ち壊し』た。『借金党』『困民党』『小作党』の名が各地方で付けられた。明治専制政府の軍部の巨頭であり、しかも当時の内務卿、山形有朋は、これら人民の蜂起に対し、東京・高崎の鎮台兵、東京の憲兵中隊、龐大な警察軍を大挙して、ここ秩父にくりだし、食うや食わずの窮農、小農民、山村民の生きんがための興起を暴圧した。……しかし、打ち壊しは、貧農がまず高利貸、地主、貸金会社に対しておこなったが、それにとどまらず、この資本機構を法的、権力的に保障する国家的諸権力機関(警察署、郡役所、裁判所、そして鎮台兵、憲兵隊)の打倒に向かった。武装せる警察隊ばかりでなく、天皇護持の軍隊の中樞、憲兵が出動した事は事件の政治的性格を示した」と評価される(同上、52-3 ページ)。約1万人が参加して日本を10日間に渡り震撼させた秩父事件は、「大量の戦死者を出し、幹部5名は熊谷刑場の露と消えた。逃亡した井上传蔵、菊池貫平は欠席のまま、死刑を宣告される。……井上传蔵は、蜂起の中心地、下吉田の豪商丸井の二十一代目の主人であった。生糸・絹の商用で上京する度に、秩父自由党の責任者として、自由党本部に出入りした。伝蔵は下吉田の三名の困民党オルグ……と共に、農民を組織した。こうして、伝蔵が組織する自由党と三名が組織する困民党は結合して、秩父自由困民党が作られた。幹部の多くは自由党員にして困民党

員であった。それは士族民権でもなく、豪農民権でもない、日本で最も民衆的な平民民権の組織であった」。北海道に潜伏した伝蔵が死に臨んで力説した事は「秩父事件の目的は、単なる高利貸征伐ではなく、専制政府の転覆であり、関東一斉蜂起がその戦術であった、という事だった」。多くの民権活動家が逮捕されて北海道に流され、国事犯の扱いを受ける事なく重懲役の最中に命を落とした（小池喜孝『鎖塚——自由民権と囚人労働の記録——』現代史出版会、19-23 ページ）。

自由民権運動の弾圧後の政治的論議の沈黙の中で明治の「立憲君主国」体制が整えられていった。横山源之助に語らせよう。「この泰平なる間に明治十八年官制改革は伊藤博文氏の手によりて行われ、従来太政官・太政大臣・左右大臣を廃し、行政各部の長官をもって内閣を組織し、その上に内閣首長を置きて政務を総判せしめ施政の責任を明らかにし、漸く立憲制度の下に入るの階梯を作れり。余輩は伊藤氏らが官制改革の労を多とすべし。しかも彼は同時に社会組織の上に嫌うべき悪例を遺せり。即ち当時『日々新聞』によりて社会の寄食人と称せられたる華族を新たに起こしたることこれなり。……ただにこれのみにあらざるなり。かれは各地の富豪にそそのかして海防費を献金せしめ、献金の多少によりて位階を授けたり。……政略上よりして富者に位階を附す。……日本の社会は年とともに保守に傾き固陋に流れ、ますます平凡とはなりたり。しかして平凡なる間に憲法は発布せられ二十三年に約束の如く帝国議会は開会せり」（横山、前掲書、351-3 ページ）。

明治国家が、市民的自由権と民主主義的な政治システムを求める民衆運動を抑圧するために作り上げた治安体制の中心は、内務省警保局を頂点とする中央集権的警察機構とその背後にある軍事機構であったが、1875（明治8）年「行政警察規則」によれば、警察の任務は日常的に人民を監視して未然に反体制的

と政府が考えるものを行政警察的手段を用いて鎮圧する事であった。治安体制の中心は、「内務大臣による出版取締りと、集会・結社取締りの二つ」であった。前者については、すべての出版物は新聞紙法と出版法に基づいてそれぞれの法規の定める刊行手続きを踏んでのみ出版され、出版物の内容が「安寧秩序」を乱すとか、「風俗」を壊乱すると内務大臣が認めた場合には、発売禁止とされた。

次に集会・結社の取締は、明治13年の集会条例や20年の保安条例、23年の集会及び結社法等によって徹底的に行われた（奥平康弘『治安維持法小史』筑摩書房、20-21 ページ）。

治安体制を強化することによってようやく憲法の発布、帝国議会開設、議員選挙へともちこんだ政府は「これらの治安立法を廃止するどころか、ますます治安対策を強化しなければならなかった。1890（明治23）年には各地で米騒動をはじめとする大衆的蜂起が続発しており、くわえて第一回の総選挙の結果が政府に不利と判明したことは、治安の強権的維持のためにさらに新しい集会及政社法（1890年）を必要とするに至った。……野党連合の反政府運動は、さらに一八九二（明治二五）年の第二回総選挙に際し、予戒令（一八九二年）による選挙運動大弾圧をこうむる……このようにして明治の治安法体制は、皮肉にも憲法制定直前において頂点に達し、明治憲法体制をささえる不可欠の前提ないし構成要素となったといえることができる」。従って憲法は天皇が臣民に与える「欽定憲法」となり、「その内容もその制定方法にふさわしく、天皇の非常大権とその下における政府・軍部の専制を廃止せず、むしろこれに憲法的形式を与えるものであった」（中山研一『現代社会と治安法』岩波新書、31-2 ページ）。

日清戦争を契機として日本資本主義は急激な発展を見せ、労働運動と社会問題が世間の関目を集めるようになると、明治政府は労働

運動を自覚的な反体制的運動とみなし、その高揚を未然に防止するために一連の治安立法を制定した。「最も重要なのは、治安警察法とそれを運用する特高警察の組合せである」が、前者は「集会条例(1880年)にはじまり保安条例(1887年)、集会及政社法(1890年)、予戒令(1992年)へと発展してきた集会・結社の取締法の体系をこの段階で集大成したこと、およびこれに加えるに労働争議の誘惑煽動などを直接処罰する規定を新たに設けた点である」(中山, 前掲書, 35-6ページ)。集会や結社は届け出をすれば許可される建て前ではあったが、「警察官は相当勝手に集会の禁止・解散をなし得たし……集会での発言を容易に鎮圧する権力を与えられていた。……結社のほうは……「安寧秩序ヲ保持スル為必要ナル場合ニ於テハ」内務大臣がこれを禁止する事ができた。そして実際、わが国の場合1901(明治34)年5月創立の社会民主党に対する内務大臣の即刻の禁止命令があって以来、大正にはいっても社会主義的傾向の政党の成立は決して認められなかった」(奥平, 前掲書, 23-4ページ)。

明治憲法下では、市民の身体や財産に対してさえ直接に強制力を加える事ができた。自由民権運動の抑圧にも此の方法は用いられたが、これを公然と可能にしたのは明治33年の行政執行法である。この法律は警察が市民の身体を自由に拘束できる場合を二つ定めていた。「保護検束」と「予防検束」である。予防検束とは「公安を害する虞ある者」と警察が認定した市民を、予防という名目で検束するものであり、「とりわけ大正末から昭和にかけて……治安体制の不可欠の手段となった」(同上, 27ページ)。この他にも警察犯処罰令や要視察人視察制度など太政官令や内務省内規にもとづく、警察による即決の処罰や、密偵による市民の監視体制が張り巡らされていた。これらは行政的な手段によって即物的に国民の自由を制圧するものであったが、

「治安体制をなお完全に叙述するためには、不敬罪などの皇室に対する罪、内乱罪などの国事犯、騒擾罪や公務執行妨害罪のような刑事法規と結合した抑圧体制にも言及しなければならない」と奥平氏は述べている。(前掲書, 30ページ) 国権の確立強化のために自由民権運動を抑圧する目的で作られた言論と集会・結社への弾圧体制は、明治30年代の大衆的な労働運動の高揚期を迎えて全面的な治安維持体制へと発展したのであり、この頃すでに民衆の自主的活動たる労働運動に対する弾圧体制と「国体護持」体制は万全になったわけである。

(6)

片山潜はその古典的な著書の冒頭に次のように書いている。「日本最初の政党は自由党にして、その組織されしは(明治)十三年の十月なりき。しかして自由党はその政綱の中に「社会改良」てふ文字を有し、自由黨員は最初より労働運動に意を有したりき。これ彼らが純理の崇拜者たるがためなり。之れ彼らはルウソウの民約論と共にスペンサーの社会平権論を愛読したりしがためなり。……少しく自由黨員の労働運動を記載せん。」(片山潜『日本の労働運動』岩波文庫版, 1952年, 11ページ)。片山潜は自由民権運動に活躍した樽井某, 中島某の活躍を述べ、大井憲太郎を「日本労働運動史上に忘るべからざる人物」と評価した後、明治二十四年に川島某が政談演説会で「官吏侮辱罪」に問われた事を伝えている。そして大井が、明治二十三年の第一回帝国議会において、自由党が山県有朋内閣に屈従して自由の精神を失った時、これを怒りて25年「東洋自由党」を組織し労働運動、小作運動、普通選挙権運動を始めたが、振るわなかったとしている。潜はまた、大井が明治三十二年大阪に大日本労働協会を旗揚げして社会改良運動に取り組んだ事を記している

(同上, 108-11 ページ)。

片山潜の著書の戦後における校訂者である山辺健太郎氏は、この部分に付した註において「この自由党に対する片山潜の考えこそ、明治30年代の彼の思想をよく物語っている」と指摘し、平野義太郎氏の『日本資本主義社会の機構』にある自由党の評価との比較検討を求めている。この点は労働組合と社会主義を巡る後の論点とも関連してくる。平野氏はい、「明治17年の自由党の解体を転機として、すでにブルジョア自由主義を放棄したブルジョア・地主政党は、明治23年の再建自由党が、国会開設当初こそ、農民の予算削除論に押されて、「安価な政府」を要求する限りでは、予算案における人件費削減の程度で、官僚政府と衝突しつつも、国会の開設、地価の更正によって解決されたその利益が保護せられる限り、官僚によって媒介されつつ、支配者としてのブルジョアジーと地主との連合政権にまで発展した。かくして、この政党は遂に、かつて保安条例発布にあたって自由党員を東京3里以外に放逐せる発布当時の総理大臣、伊藤博文を総裁に頂く政友会にまで結成した時、ブルジョアジーのすでに死んでいた自由主義の残骸も完全に埋葬されたのである」(片山、前掲書、298ページより引用)。

片山潜は、明治10年代後半から20年代に活版工や鉄工による労働組合の結成の試みがあったが失敗した事、また小作人運動が起こり宣教師ガルストが協力した事を紹介した後、わが国にはじめて本格的な労働組合を作り上げた労働組合期成会の解説に進んでいるが、今日では次の指摘のほうが重要であろう。「わが国における近代的労働運動はこれの子細に検討するならば、……少なくとも明治5年、高島炭鉱の騒擾にまで遡りうるであろう。しかしてその後、日清戦争に至るまでの労働者運動、例えば明治11年の高島炭鉱騒擾、明治19年の甲府の製糸紡績女工のストライキ、明治22年の鉄工の同盟進工組などは、27、

8年の天満紡ストライキと共に、決してこれをおかの自由主義運動一般の中に解消し去る事を許さぬ、プロレタリア的要素を含むものであった。」(風早『日本社会政策史』青木文庫、381-2 ページ)。

しかし、風早氏も認めているように、この期間の労働者の組織と運動はまだ一時的かつ局地的なものであり、資本主義的生産様式を前提とした組織的で恒常的なものではなかった。その意味でわが国に産業資本を確立する契機となった日清戦争以後に新しい動きが出てくるのである。横山源之助はい、「(日清)戦争はまた労働問題と呼び起こせる一つの機会となりたり、物価騰貴の為に貧民問題の各地に起こりたる事は、今更言う迄もなき事なるが、同盟罷工起りて世人をして職工の挙動に注目せしむるに至りたるは戦争以後の事なり。欧米にありては幾多の辛酸を経て漸く今日の如くなりたる労働組合が、一朝にして我日本に見るに至りたるも戦争以後の事なり。……ただに以上のみならず、さらに社会主義の研究は二三の学者の間に行われ、職工諸君が眠れる頭脳を衝かんとす。故に余は、日清戦争をもって労働問題の端緒とし、乃ち紀元の幕は日清戦争によりて開かれたるものと為す」(横山源之助『内地雑居後之日本』60 ページ)。

周知のように、維新政府の強力なテコ入れによって促進された日本資本主義の蓄積過程は極めて不均衡なものであり、それは日本の労働者の状態と彼らの運動に対しても決定的な影響を与えずにはおかなかった。風早氏が強調したように、それはまず農業と工業の間における資本主義的發展の不均衡であり、相対的過剰人口の農村への潜在化を必然的にし、そこから工業に対して極低廉な労働力を供給し続けた。第2は工業と商業・金融業の間に見られる不均衡であり、工業資本に対して商業・金融業資本の比重が高い事は、資本量に対する労働力需要量の相対的な少なさを意味

しており、過剰人口の産業への吸収を遅らせ、またこれが商業労働者の地位を低めた。第3に巨大工業と零細工業の不均衡であり、圧倒的に資本の有機的構成の高い大工場の存在と10人未満工場の圧倒的な多さ、そこでの極限的な長時間労働の格差的存在である。これはやがて系列下請け関係を生ぜしめ、中小企業の二重の搾取を生むものである。第4に巨大工場の特権的で独占的な国策遂行的な性格と、軍事的な性格である。「わが国では、巨大資本は最初から独占的であり、ブルジョアジーとしての要求「廉価な政府」の代わりに、かえって特権資本として外国市場確保＝軍備＝膨大予算の要求をもち、かくして「国策」と独占資本とは利害が一致したのである。……両者に共通な特質は、それが軍事産業であるか、もしくは独占乃至国家独占価格を維持しうる商品生産部門（専売事業）であるかであった」（風早，前掲書，78ページ）。第5に工業部門において機械の採用が早かった事である。これは資本の有機的構成を高める事によって工業労働力需要を少なくする要因であるとともに、比較的大規模な工場において女工と幼年工を圧倒的な割合で雇用せしめ、成人男性を相対的過剰人口として止どめ置いたのであった。

このような事情のもとで、労働者の労働組合への組織化は極めて不均衡な性格を呈するのである。それは産業革命期に確立し、その後も引き続き日本の産業に圧倒的な地位を占めた繊維産業の女性労働者をおき去りにして、官営と民営の軍事産業の鉄工労働者と日本鉄道会社の従業員、そして開明的な経営者の下にあった活版工が、アメリカ帰りのインテリ労働者たちの指導によって労働組合を結成した事に現れている。「一方において少数の、だがしかし巨大な軍事工場および鉄道労働者が闘争的な組合を組織しているかと思うと、他方では、広汎な中小企業およびマニュファクチュア経営の労働者ならびに中小鉱山の労働者

は依然として親方と徒弟の封建的主従関係を脱却せざる原生的労働関係の下におかれ、組織への必要もなく要求もなく、全く未組織に放置されていた。一部の先進労働者の組織化と広汎な未組織大衆との間のこの不均衡こそは、労働者組織状態の「日本型」の本質である」（前掲書，384ページ）。

(7)

通説によれば「明治30年7月、労働組合期成会の発足によって、わが国の労働組合運動の幕が切って落とされた。ようやく、労働者階級の自主的運動が芽生え始めたのだ」（大河内・松尾『日本労働組合物語 明治』筑摩書房，51ページ）。

片山潜は書いている、「明治三十年は同盟罷工の極めて流行せし年なりき。又凡ての新聞雑誌が盛に社会問題を論ぜし年なりき。しかして此の年の七月五日労働組合期成会なる者生まれたり。……前身は職工義友会なり。……職工義勇会は日本において創設せられし者にあらざりき。……此の会は明治23年仲夏、米国桑港に於て当時同地に労働しつつありし、城常太郎、高野房太郎、澤田半之助、……外四十五名の労働者によりて組織せられし者にして、その期する所は「欧米諸国に於ける労働問題の実相を研究して、他日我日本に於ける労働問題の解決に備えんとするにあり」たり。然かるに明治二十九年の末に至り、彼らの多くは帰朝し、先ず澤田半之助及城常太郎の両氏は、日本に於ける労働運動の時期すでに塾せるを見たりしかば、翌三十年四月に東京……に職工義友会を起し、「職工諸君に寄す」てふ印刷物を普く各工場に配布しぬ。是れ日本に於ける労働運動の最初の印刷物なる……」（片山，前掲書，17-8ページ）

高野の筆になると推定されている「職工諸君に寄す」は、片山が「堂々たる文字」と高い評価を与えたように、新しい時代において

労働者が置かれている立場を説明し、労働者たる者が如何にあるべきかを格調高く説いて「同業組合」(trade unionは当時このように日本語に表現された)の結成を呼び掛けている。ここには当時の義勇会と期成会、それによって組織された労働組合の考え方が卒直に表明されているので、少し詳しく見てみよう。

不平等条約改正の努力が実って日本国内における治外法権が廃止されるとともに、資本と外国人の流入が自由化しようとしていた。労働組合結成の呼び掛けは、そのような「内地雑居」後の状況の説明から始まっている。「来る明治32年は実に日本内地開放の時期なり。外国の資本家が低廉なる我賃金と怜悯なる我が労働者を利用して、巨万の利を博せんとして我内地に入り来るの時なり。されば性行、風俗、習慣の相異なるのみならず、兼ては労働者を苛遇するとの評ある彼等外国の資本家は、今より三年ならずして將に諸君の雇主たらんとす。形勢此の如くなれば、諸君は今よりして早く此に対する準備を為さずしては、或は欧米労働者の受けたると均しき弊害に苦しむなきを必ずべからざるのみならず、亦近時の有様を以てすれば、同じく我國民たる雇主と諸君との関係も、工場、製造所の増すと共に、日々変化を生じて到底実利以外情実の入るを許さず、強き者は勝ち弱き者は破られ、優る者は栄え劣る者は倒るの時世に赴きつつある事なれば、この間に立ちて能く勝ち能く栄ゆることはなかなか容易の業にあらず。……諸君は覚悟の上に覚悟を為し、かの他人の為に苦境に陥れらるる事なく、競争の巷に寛かにその地位を保つ工夫を為すこそ肝要ならめ」(同上、18-9ページ)。

呼び掛けは、労働者の生活者としての立場が農民などのそれとは違って全く不安定であることを、次のように説明している。「夫れ労働者なるものは、元來他の人々の如くその身体の外には生活を立て行くべき資本なき者にて、所謂腕壺本脛壺本にて世を暮らし行く

ことなれば、何か災難に出遇て身体自由ならざることとなり又は老衰して再び働くこと能はざるに至る時は、たちまち生活の道を失ふて路頭に迷い、又は一旦死亡するときは、跡に残れる妻子はその日の暮らしに苦しまん。その有様は恰も風前の燈火の如くにして誠に心細き次第なりと謂ふべし。されば労働者たる人は、古人の所謂易きにありて難きに備えよとの教を守り、その身体の強健なる内に他日の不幸に備ゆるの道を設けずして人たるの道、夫たり親たるの道に背くも計り難し。実に諸君の熟考を要する所なり」。機械の採用が進んだ結果、男の賃金が安くて妻や子供を危険な工場で働かせなければならぬこともある。これでは男の面目が立たない。では、どうすれば良いか。

「我輩の諸君に勧告する所は、同業相集まり同気相求むてふ人類至情の上に基礎を置ける同業組合を起して、全国連合共同一致以て事を為すことにあり。……諸君にして堅く集まりて散ぜず、社会進化の大勢と伴いて内健全なる思想を養ひ、外着実なる行動をなし、以て外人に対し無情の雇主に対し、將た又弊風の矯正に務めんか、世間諸君の意の如くならざる者幾何かあるべきや。まして労働は神聖にして結合は勢力なり。神聖なる労働に従事する者にして勢力ある結合を造る。……その為す所は革命党の如く華麗ならざる迄も、その進むや堅くその守るや強し。遅緩なると共に確実に温和なると共に、完全に平和の下秩序の内、その目的を達す。諸君の採るべき手段誠に是あるのみ」(同上、22-3ページ)。

しからば如何に同業組合(労働組合)を組織すれば良いのか。「第一、一郡市内同業者七人以上ある職業者集まりて地方同業組合を設くべし。第二、一郡市内にある種々の同業組合連合して地方連合団を設くべし。第三、全国処処にある地方同業組合連合して全国同業連合団を設くべし。第四、全国処処にある

全国同業連合団を連合して大日本同業団を設くべし。……同業組合の勢力は実に此の如くにして養い来る者なれば、その利益を伸張せんとするに於ても、外国人の不法に敵せんとする場合に於ても、又他の場合においても充分にその志を達することを得べし」(同上、23-4 ページ)。

同業組合は組合員よりの拠出金によって、「その組合員の災厄を救い」、妻子の生活を安定させる事ができるが、そうした事は「職工の独立独行の意気を養い、その天与の責任を全からしむるもの」である。組合に所属している職工が災厄にあった時、組合から救助を受けるのは恩恵ではなく、あらかじめ約束上の金額を受けるのであるから、「少しも独立の面目を汚す事」にはならず、「自助の精神、自信の意気大いに昂り、為に職工の品位を高むる」事になる。そこで言う、「立て職工諸君、立って組合を組織し、以てその重大なる責務とその男子たる面目を保つを務めよ。諸君の前途は多望なり。要する所は不拔の精神と不屈の意志のみ。天は自ら助くる人を助くと言はずや。奮えよや諸君、その自助心を發揮せよ」と(同上、26 ページ)。

(8)

職工義勇会の呼び掛けは、アメリカ帰りの労働者のかの地での経験に基づいた所謂労働組合主義であり、職能別労働組合の必要性を強調したものであった。彼等はここで意識的に、社会主義的な政治行動を拒否している事に注意しなければならない。日本の労働者に対して、自立した人間として「地位実益の上進拡張」に務めよ、その場合、勤勉にして正直、有徳の行為を積み上げるべき必要性を説き、「正道を歩め」と強調した後に次のように続けている。「或人は言う……『富者益々富み貧者益々貧し。労働者の蒙る不正その沈淪せる境遇実に悲憤の極みにして、之を改良

せんとする唯革命あるのみ』……論者の言う如く、革命に依り全然改良の実を挙げる事を得ば、結構の次第なれども、世間の事は論者の思う如くさほど単純の者にあらず。意外の事起り、為に全く当初の目的を達し得ざるの奇観は、大紛擾の下に於いてしばしば見る所、諸君の容易に賛成すべき事にあらず。且つ又社会の進歩なる者は、常に遅緩にして秩序ある者なるに、革命なる者は之に反して急速突飛を要素とする事なれば、両者の行道全然相反するのみならず、元来貧富平均の事たる人に賢愚の別ある以上は、その財産に不平均あるは誠に己むを得ざる事なれば、貧富平均論は言ふべくして行ふべき事にあらず。されば我輩は諸君に向かって断固として革命の意志を拒めよ、厳然として急進の行ひを斥けよ、尺を得ずして尋を求るの愚は、是を貧富平均党に譲れよと、忠告するに躊躇せざる者なり」(同上、21-2 ページ)。

この立場は後の労働組合期成会の中心人物であった高野房太郎に一貫したものであったし、当時の片山潜にも共通していた。片山は、労働組合期成会で企画され、鉄工組合発足の日である明治30年12月1日にその第1号を発刊した『労働世界』の主筆を担当していたが、その第1号において『労働世界』発刊の目的を、「労働は神聖なり」「組合は勢力なり」の金言を実行せんとするにあるとして、次のように述べた、「我労働者の労働をして神聖ならしめ、組合の勢力たる実を挙げしむるは、正しく日本工業の発達の基礎を安置するものなり。思ふに労働者の教育を奨励し、その技術を修養せしめ、漸々彼等の位置を改良進歩するは、日本工業の健全なる発達を企図する所以なり。故に労働運動を妨害し、労働組合を猜疑し、又は敵視する者に向いては、労働世界は全力を注いで之に当たり、労働者の地位を明らかにし以て反対者を忠告教戒せんと欲す」(同上、177 ページ)。ここに潜の労働組合主義が明らかに表現されているが、

我々が現に用いている明治34年刊行の『日本の労働運動』では重要な部分が省略されていた。そこには次のようにあった。「労働世界の方針は社会の改良にして革命にあらず、その資本家に対するや敢えて分裂的争闘を事とせんとするにあらずして神聖の調和を全ふせんとするにあり。若し資本家の動作にして当を欠き、為に労働者をして受くべからざるの圧制に苦しめんとするに際しては、労働世界は極力以て反対の声を挙げ、労働者の権利をどこまでも主張せんと欲す。蓋し此の如くにあざれば到底真正の調和を望むべからず」(隅谷三喜男『日本労働運動史』有信堂、1966年、35ページ)。

労働者がたとえ資本家に対して従属的な地位に置かれるとしても、彼等に対して市民的な権利としての団結権を与えるならば、彼等は勢力を得て資本家と対等な立場で自分を守る事ができる。それによってこそ社会的調和が保たれるのであり、それこそが現実的な労働問題の解決をもたらすのである。労働組合期成会のこの呼び掛けは、労働者へというよりも、むしろ政治的経済的な実力を厳然と蓄えつつあった資本家への呼び掛けであった。

(9)

内藤赳夫氏は、明治32年7月以前の潜の立場がはっきりと非社会主義であると主張して、『労働世界』を中心に潜の文章を掲げている。潜の立場の微妙な変化を示すものなので引用しておこう。明治31年2月1日、「労働世界は社会主義を主張する者に非ず、又無政府主義を唱える者に非ず、又虚無党主義を奉信する者に非ず、唯だヒューマニチーの光明を仮て我労働運動の前途を照らさんと欲するのみ、吾人の要求する所は、労働者の改良、その教育、その生活、その道徳の改善にあるのみ」。明治31年2月15日、「抑も労働組合は労働者教育の一機関なり、労働者をしてそ

の労働を貴重しその技芸を錬磨せしむるの一大養成所なり、この教育機関たり養成所たる労働組合は亦何ぞ資本家諸子を害するものならんや、独り諸子を害せざるのみならず、必ずや諸子の正当なる対遇に酬い且つ我国の商工業をして益々隆盛に赴かしむべし。且つそれ労働組合は労働者に対する最良の経済機関なり、一個の貯蓄銀行にして同時に疾病、死亡等の偶然の災厄に対する一種の保険組合なり……噫、邦家の繁栄を希望せらるる資本家諸氏よ、余は敢えて望む、諸氏の使備する所の労働者を遇するに少しく思慮を加え且つ職工教育の機関たる労働組合に対しては熱心なる同情を表せられよ」。明治31年4月15日、「露国には虚無党あり独逸には社会党あり仏国には無政府党あり皆社会の上下を戦慄せしむるの危険物なり、かかる危険の爆裂物は如何にして発生したりしや、政府が力を極めて制圧に力を尽せるも是等の危険なる勢力を撲滅する能はざる何ぞや、問ふて是に至る時は吾人の戦慄肌粟を生ずるを覚ゆるなり……」(明治史料研究連絡会編『明治前期の労働問題』御茶の水書房、1978年、237-41ページ)。

内藤氏によれば、資本家に対する潜の切なる労資協調の実現、労働組合結成への助力の訴えも「空しき願い」に終わった。彼の絶望の結果は「政府に向かって労働組合法案の要望となって現れた」。潜は次のように主張した、「資本家は同業法案によって国家の保護を得るも、実に労働者は孤立して助けなき位置に居れり。此の憐れなる労働者をその悪境遇より救い出し彼等をして団結せしめ組合を作り、強固なる組合の裁判の下にその技術を切磋しその知識を琢きその美風を養成し、その経済の基礎を樹立せしむるは国家工業の発展上最大の急務なり……資本と労働の衝突を避け、両者の調和を計らんとするか当局者(国会議員も)は一日も早く組合法案を制定して以て労働者をして団結の下に進歩せしめ

一方にはその技芸の発達を計り又一方には悪虐非道なる資本家の圧制を防ぎ以て真正なる調和を図る」べきであると。同じく市民的な平等の観点から、『労働世界』は最初から普通選挙権の要求を掲げ、その社説において論陣をはった。「新政を施して社会の耳目を一新し政党内閣の実を明らかにして憲法政治の基礎を確立せんと欲せば、之と同時に代議制度の骨幹たる選挙権を拡張し、健全なる憲政の血液を全国民に循環せしめざるべからず。……被選挙権の年齢制限を25歳として財産制限を全廃すべし。……選挙権の納税制限は罪人不具無頼無業の徒を除外するに止どめ、政権を遮く一般の平民に普及せしむべし……」(同上、245-7ページ)。

こうして潜は明治32年頃より社会主義を受容するようになってゆき、33年に思想的転換を遂げ、34年刊行の『日本の労働運動』では、第5編・結論、第2章・将来の労働運動、第3節・日本の労働運動の方針において、「労働運動の永久不変の方針は、労働者をして或いは労働組合を造り、或いは経済団体即ち共働店及び共働工業等を造らしめ、更に之を大連合して政治運動を為さしめ、政治上に得たる勢力を以て、労働者最後の目的たる「社会主義の実行」を図るにあるなり」(片山、前掲書、259ページ)と明確に主張するようになったと言うのである。内藤氏は言う、「33年にいたって、片山氏は、初めて彼の「反社会革命論」を精算し、「社会革命に依らずんば」の革命理論を把握して階級闘争説への途を拓き、生産機関の国有、資本主義制度の廃棄を主張し、理論上に質的転化を成し遂げているのである」(明治……連絡会編、前掲書、249ページ)と。しかし『日本の労働運動』においても、労働運動生成過程における資料の提示という観点はあるにしても、潜の立場はそれ程はっきりと社会主義的であるわけではなく、市民的な自由権の要求と社会主義的要求を併存させていると言ってよいで

あろう。

(10)

労働組合期成会旗揚げの時期と、『日本の労働運動』出版の時期は片山潜の思想に変化が見られる微妙な時代である事に留意しつつ、期成会が立ち上げた労働組合とその運動の考察に移ろう。職工義勇会は労働組合運動に理解を示す人を集め、明治30年6月「労働演説会」を開いた。「当夜弁士として出席せしは、城常太郎(開会の辞)、高野房太郎(日本の職工と米国の職工)、松村介石(希望の曙)、佐久間貞一(水火夫問題)、片山潜(労働者団結の必要)、の五氏……聴衆は無慮千二百余名にして演説会終わりし後、高野氏義勇会を代表して再び壇に現れ、労働組合期成会設立の必要を説きて来会の賛成を求めしに、即座に賛成する者四十七名ありたり」(片山、前掲書、27ページ)。賛成者が徐々に増えたので、7月5日に労働組合期成会発会式を行い、城常太郎、澤田半之助、高野房太郎の3名を仮の幹事とした。7月下旬に第2回の演説会を開いたが、「当夜弁士として出席せしは、城常太郎(開会の辞)、岡友次郎(労働者として労働問題を論ず)、高野房太郎(電気機械工及機械工に告ぐ)、片山潜(同情を論じて活版職工に及ぶ)、佐久間貞一(労働問題の解剖)、島田三郎(資本と労力の調和)、の六氏にして、聴衆千余名新入会者三十余名ありたり」(同上、28ページ)。

こうして期成会は発展し、幹事10名を置いて勧誘、演説会、図書の普及に努め、「労働者の眠を醒まし、(明治30年)十二月一日には期成会中の鉄工千百八十四人が職工組合を組織し、……又鉄工組合発会式の当日、我国最初の労働雑誌なる「労働世界」第一号の発刊を見るに至れり。……即ち期成会は発会式後五ヶ月にして、既に千二百に近き会員を有する鉄工組合と機関雑誌「労働世界」を有

するに至れり。何ぞ夫れその成長の速やかなる」というわけである(同上, 30ページ)。

しかし労働組合期成会が明治31年3月、上野竹の台にて4月3日に計画し準備を進めていた「運動会」は、警視庁により不認可の予告の後に禁止された。警視庁を説得に訪れた佐久間貞一に対して、警視は「佐久間君にして今回の運動会に関し、一切職員の気焔を高むる様の結果を将来に來さざらしむといふ保証を与ふるならば、今回の運動会を許可せん」と答えたが、佐久間はそのような保証はできなかった。「此の不認可はただに永楽町の原に於て集合するを禁止するのみならず、行列は固より上野の運動会場にも集場することをも断然禁止するとの厳命」(同上, 34ページ)であった。労働世界は「労働者の人権に関する」と抗議し、日本政府の「無識、臆病」を非難したが、どうにもならなかった。労働運動は「公安」を害する、との明治政府の態度があからさまに示されたのだった。

明治30年12月1日の鉄工組合発会式には、佐久間貞一、島田三郎、高野岩三郎、鈴木純一郎が祝辞を述べ、来賓の中には、農商務省工務局長、文書課長、逓信省技師、砲兵工廠技師の姿も見られた。鉄工組合はその後「実に驚くべき……発達をなし」、33年9月までに42支部、「入会者総数五千四百余名」に及んだ。しかし、高野らによりアメリカ的な労働組合主義の柱と考えられた共済活動が、当初は親方的な職人に率いられて多くの組合員をひきつけたが、後にはこれが大きな重荷となって鉄工組合を衰退させる事になった。鉄工の疾病と死亡が当初の予想より多く給付金額を増大させたのに、組合員になっても組合費を拠出しないものがあり、組合財政の急迫のために給付金を減額すると、それが再び拠出者や組合員を減らす結果になったからである。

衰退のもう一つの理由は、会社側の労働組合と組合員に対する弾圧であった。鉄工組合

は会社に対してその理解を得るために道理ある態度で接したが、会社側はそうではなかった。片山潜は述べている、「鉄工組合の起こるや……初めよりして同工場の技師どもは、或いは労働運動などに奔走する職員はいまに工場より放逐せんとすの風説を立て、或いは組長等と呼び寄せて株主に対する義理合上面白からねば労働運動に関係せざるよう致し呉れまじやなど情実を以てて勧誘し、或いは労働運動に関係なき職員のみの賃金を上げなどして之を妨害したりき……横浜船りょう会社の社長も、亦組合に関係なき職員の賃金を上げなどして組合の発達に妨害を加えし……組合の精力漸く強大となりし三二年十一月七日に至り、大宮工場の職員八名は不当なる解雇処分をうくる」。鉄工組合は高野、片山を使者として日本鉄道会社に新熊ら8名の解雇の不当性とその撤回を申し入れたが、会社側は大宮市中各所に次のような張り札を出した。「新熊汝は犬なり。汝労働期成会片山、高野の犬となりて主に吼え否噛み付かんとす。実に不埒なる動物なり。依て衆正業者の為に汝の頭に大打撃を加えんとす。野郎覚悟せよ。片山、高野何者ぞ。彼等は真に労働者間の悪鼠とも言ふべき動物なり。いまや悪鼠はベストの為にも正業者の為にも見当たり次第打ち殺すべき時なり。聞く、近頃当町に演説会を開かん杯と、悪鼠輩共口糊の為に狂言を為さんとす。真に国家の為め労働者の為め打殺すべき好機なり。汝悪鼠輩覚悟せよ」(同上, 82-6ページ)

このような日本鉄道会社の態度に対する鉄工組合側の果敢で道理ある闘いの結果、明治33年4月になって依願解雇以外は行わないこと、救済金、精勤賞与金を支払うなど一定の成果を収め、また組合の団結力を知らしめることはできたが、先の8名を含む組合員28名の解雇を受け入れざるを得なかった。労働者の間に労働組合の有用性、必要性が浸透し始めていたとはいえ、この事件によって、

組合に加入することは会社側に睨まれることであり、解雇の対象とも成り得るのであり、相当の覚悟を要するものであることを労働者に知らしめることになったのである。

日鉄矯正会は明治31年4月、「雪の日の大同盟罷工」成功の後に、そのストライキのきっかけを作りまた中心部隊となった「待遇期成同盟会」を解散して組織された。31年2月初旬、「我党待遇期成大同盟会」と名乗るものが発した檄文が、日本鉄道会社機関手たちの手元に送られてきた。それは当時「機関方」、「火夫」と呼ばれていた機関手や機関助手の待遇が余りに悪く、地位が低い上に待遇がはなはだしい実情を訴え、臨時昇給と職名変更と待遇の改善を求めると行動を起こすことを呼び掛けるものであった。「右諸件成就するまでは、全線機関方心得以上は、心中にて確く同盟し、所謂以心伝心をもって堅く相誓ひ、人知れず貳銭の郵券を奮発し、東西南北より社長、副社長、及課長に宛て、不絶上訴して止ざる義務あるべし。しかして心中同盟なれば之が会長もなく幹事も書記もなし。又犬の愁なし。反心者の悲もなし。少しく仮令は非なれども彼の露国の虚無党の如く欧州の社会党の如くせん」。この檄文は大方の労働者たちの心を捕らえた。「此の秘密出版物の各駅機関方の手に達するや、同じ不平と憤慨を久しく有したりし彼等は、何れも之に大賛成して、書中の言の如き嘆願書を差出し始むると共に、殊に熱心なる駅の機関方の如きは、秘密会を開きて協議し、或いは秘密出版物の行き渡らざる所あるやを恐れて更に秘密に出版して之を各所に配付したりき」(同上、92ページ)。

労働者の間に不穏な動きがあることを察知していた日本鉄道会社は、「探聞」「内應」によって首謀者として石田六次郎ら10名を探りだして「解雇の命」を下した。会社側は中心人物を解雇すれば運動は消滅すると予想していた。「然かるに何ぞ計らん。二十四日よ

り二十五日にかけて、福島の機関方を中心として上野、宇都宮、黒磯、仙台、青森、尻内、一の関の機関方、電報を以て気脈を通じ、四百余名一時に同盟罷工を為さんとす。為に東北線一帯は列車の運転全く止むこととなれり」。狼狽した会社は課長を仲裁役に立て、労働者はいったん職場に戻り業務についたが、待遇改善交渉は中央で行われることとなり、労働者側の「陳情委員は二月二十八日より三月六日に至るの一週間に、数次会社の役員と会議して互いに論ずる所あり、六日に至りて会社をしてその要求を承諾せしめたりき。しかし唯だ約束のみなるを以て、機関方等は不安心なりとなし、会社が約束を実行し終わるまで交代にて委員を上京せしむることと為せり。三月二十九日に至りて全く実行され」たので、委員を帰郷させた。その後「四月五日待遇期成同盟会解散して矯正会組織せられたり。此罷工に対し、石田六次郎及池田元八両氏を解雇せるの外、他は皆復職せしめたり。石田、池田も六か月の後復職せり。是れ矯正会の力なり」(同上、93-4ページ)。

当時の新聞はこの日鉄のストライキを様々に評する中で、「日本」「万朝」は労働者を支持したが、「労働世界」は古典的な見解を示している。「現在の如き社会制度の場合に於ては、同盟罷工も労働閉鎖も共に正当の権利に基きて発生する者にして、又自然の勢いと云ふべし。労働者乱暴にして他に制裁の道なき場合に於ては、労働閉鎖を行うも可なり。資本家圧制にして労働者を苦しむるに当たり、之に反抗する唯一の武器として同盟罷工を実行するも素より可なり。現在の有様にては資本の力を以て労働者を制圧し、労働者は凡ての方面において貧弱の地位に立ち、物に触れ事に付けて傭者の虐待を被るは、自然の勢いなれば、如何にしても労働者をして此大勢に反抗して自ら立つの途を退せしめざれば、労働者否平民の多数を挙げて牛馬に等しき奴隷の境遇に陥らしめざるべからず。労働者が資

本家の圧制に対して其真正の威力を發表すべき唯一の武器は実に同盟罷工なり。吾人又何ぞ労働者より、此必要なる武器を奪ふを欲せんや。同盟罷工は労働者の示威運動なり、被傭者が傭者に対する威力なり。之なくして労働者又何れの処に於いてか身を立つるの道あらんや」(同上、96 ページ)。

石田六次郎によれば、矯正会は会社からの反動を恐れて結成されたものであった。「矯正会は会社の反動が若し一人に来るも二人に来るも、必ず一致以て進退をせんと大いに覚悟して結びしもの。決して我より進んでことを好むものにあらず。就ては命名も大いに考えざるべからず。……此の上は自分よりも進んで品行を慎み、凡ての態度を改めざるべからず。さらば由来万般の弊風を矯正し、面目を一新せざるべからずと。依此矯正の文字のある訳合に候」。会社と組合は「表面は上下共に無事太平」(同上、278-9 ページ)であったが、内実はそうではなかった。片山は書いている、「会社は機関手等の為せし正当な要求を、正当なるが故に聞きたるにあらず……唯その勢力に恐れて許したるものなり。故をもって矯正会の成るや、之を憎むこと実に甚だしく、表面上は知らぬ顔せるにも係わらず、裏に於いて種々なる破壊策を行ひたりき。之れ矯正会のある限り会社は思ふがままに機関手を圧制する能はざればなり」と(同上、96 ページ)。矯正会はこのような会社の真意を知っていたので、組合の強化に努め組合費を積み立てた。「かくして三十二年の始めには、一千の会員と一万円の積立金を有するものとなり、この年の暮れには二万円に近き積立金を有する」に至った。矯正会の指導的人物の中にはキリスト教徒であり、また禁酒会員である者が多くおり、その自己犠牲心と先覚者であるという自覚に基づく活動を続けたので、片山は、「願わくば矯正会員諸君、益々思想を高くし、身を修められて日本労働者の救世主となれよ」(98 ページ)と期待を

掛けていた。

農商務大臣を務めた金子堅太郎は、明治 31 年 11 月労働組合期成会が開いた労働演説会に招かれて次のように演説した。「文明的工業は皆織工の力である。畢竟日本鉄道会社のあの改革の出来たのは何である。労働者が同盟罷工しては鉄道は動きませぬぞと言うたから改革したではないか。……ヨーロッパの今日職工の勢力が資本家を左右し、延ひて一国の経済を左右するのは、職工の団体であります。職工の団体を固くするのは一国の基礎を固くするので、決して職工だけの為では無い。夫は国の為です。職工の団体の弱い国はやはり国として弱い。職工の団体の強い国は英吉利をご覧下さい。世界各国英吉利の右に出づる工業国はございますまい。……英吉利は戦わずして世界の戦争を鎮圧するだけの金権を握って居る」。そして農商務省が出した工場法案が高等会議で通ったとしても、上下院通過は困難であることを指摘し、職工の代表を議会に出すように呼び掛け、「通すには職工の代表人が議院の中に居って、是は我々の代表する何十万の職工の意見である。是が我々が国を富ますの目的である。……職工は是から国を富ますの基礎であるから、此法律の通過を希望するといふ代表人が、衆議院に出るにあらざれば……如何程工場法案が高等会議において可決されたところが、私は何の詮も無いと思ふ」(同上、193-6 ページ)。

明治期の有力な官僚金子は、ヨーロッパの現状に合わせて労働組合とその運動を公認し、その代表者の議会への進出さえ工業国では必要なことであると述べたのではあったが、明治政府は後進国日本の労働問題の先進国的な改革方策には目もくれず、反対に日本鉄道会社における労働者のストライキを口実として労働組合やその運動を抑圧する政策を採った。明治 33 年 3 月の治安警察法制定公布がそれであり、その翌年明治 34 年秋には、東北地方で行われた陸軍大演習の際、天皇座乗の御

召列車が衝突事故を起こしそうになった事件を、あたかも矯正会の責任であるかのように宣伝して、同年11月矯正会に解散を命じたのであった。

活版工組合の組織化は、明治31年3月発会の東京深川印刷労働者百余名による「懇話会」により始められた。しかし中心人物7名は4月、解雇を言い渡され、同盟罷工による復職闘争も功を奏さず、業者間にブラックリストまで回されて職工は敗北した。8月、有志12名は今度は「懇和会」を結成し、その会報第1号は「ひろく同志を糾合し……本会を解散し完全せる活版工組合を組織せんことを期す」と宣告した。当初、「資本家の妨害甚だしきを以て、会員名簿はこれを秘密にした」が、会員は増え、開明的資本家の協力もあったので「懇和会は実に長足の進歩」を為し、毎日新聞社長で代議士の島田三郎を会頭に据えることにした(片山、前掲書、100-1ページ)。懇和会は労資協調を旨として、組合規約などを起草して解散し、明治32年11月、2千余の会員をもって活版工組合は発会式を行い、会頭に島田、幹事長に岸上芳太郎、常任幹事に岡村鐘太郎、会計に長谷川清らを選出した。名誉会員の中には金井延、桑田熊蔵、手島精一、日野資秀、片山潜、高野房太郎、村井知至らの名があり、全国に支部の設立も進んで「前途いよいよ好望と見へた」。「然るに意外千万にも、翌三十三年一月より早くも衰退し始めぬ。会員にして退会若しくは会費を滞納するもの続々として出で、又資本家も態度を一変して、一月二十七日の総会に於いて組合に対する方針に就き秘密会を開くこととなれり。故に五月頃には、最早如何ともする能はざるに至り、遂に組合規約の運用を停止せり。……以上の如く活版工組合は生まれて六ヶ月にして倒れ、二千余名の会員は何れも退散せり」(同上、107-8ページ)。この後、誠友会を起こして組合運動を引き継いだ岸上克己は、次のように回想している。

「……最も怪しむべきはさきに懇和会時代に在りて盛んに同情を表して資金までも寄付したる資本家が、漸次組合が活動し来たりて活版工界の一大勢力となるや、次第にその同情を冷却し来り遂に全く反組合の姿勢を取るに至りたることなりとす」(同上、284ページ)。

(11)

労働組合期成会に指導されて、労働組合主義を標榜しながら結成され運動を開始した労働組合ではあったが、当時労働者の社会的地位は非常に低く、彼ら自身の地位を高めるための団結は正当な政治的権利の行使とは受けとめられず、資本家に対する不敵な挑戦として容赦なき弾圧をうけた。これに最後の止めを刺したのは、明治33年2月に制定された治安警察法であった。これは当時から労働組合死刑法と呼ばれたが、明治政府はこの法案の提出に当たって次のように説明した。「或鉄道会社の労働者が同盟罷工をなしたために、その鉄道は数日間運転を停止したのでございます、それがために公衆が幾許の損害を蒙り、幾許の迷惑を為すかと申すことは、実に今日の法律もある世の中に、嘆息に堪えない程の程度であったことでございます、……労働者が同盟罷工を致しますためには、独りその会社の損害を引き起こすのみならず、社会の損害を惹起す場合は沢山あるのでございます、就中軍事品を供給致しまする製造者が、一朝同盟罷工に掛ったならば戦役の上に少なからざる影響を及ぼします、又国家の経済から申しましても、非常の国の損害を来すのみならず、外国との貿易その他の関係に付いて大なる不都合を生ずるのでございます、それ故に今日同盟罷工を権利として認めることは殆ど学者の定論なるに拘らず、此治安警察法に掲げまする如き行為に対しては、特に取締を為し……まするのは、既に時期であろうと思ひ

ます」(隅谷三喜男『日本労働運動史』有信堂、59-60ページより引用)。

ここでは同盟罷工が取締りの対象とされているが、全33条はまた国民から政治的自由を大幅に奪うものであった。教師や女性の政治活動への参加の禁止、集会の許可制、警察による集会、言論への臨検と禁止の自由など、明治前期の自由民権運動取締りが全面的に具体化した上での労働運動への抑圧法である。中でも17条は、労働運動を殆ど違法とするものだった。「左の各号の目的を以て他人に対して暴行脅迫し若は公然誹きし又は第二号の目的を以て他人を誘惑若は扇動することを得ず。一、労務の条件又は報酬に関し協同の行為を為すべき団体に加入せしめ又はその加入を妨ぐること。二、同盟解雇若は同盟罷業を遂行するが為使用者をして労務者を解雇せしめ若は労務に従事するの申込を拒絶せしめ又は労務者をして労務を停廃せしめ若は労務者として雇傭するの申込を拒絶せしむること。三、労務の条件又は報酬に関し、相手方の承諾を強ゆること」。この法律は、合法的に労働組合を組織したり、労働組合運動を展開することを殆ど不可能にした。労働運動はこの抑圧体制を打破する政治運動と結びつかざるをえず、そのような運動がまた公然たる弾圧の対象とされるのである。

第2次大戦後、新産別労組を指導した細谷松太は書いている、「最初、自由党や改進黨の政治活動を制約する目的で準備されていた取締法が、新しい労働運動の発達にみまわれ

て、その目的を転化拡大し、ここに専ら労働運動を含む一般社会運動の弾圧を目的とする法律として、治安警察法が發布されたのである。この悪法の実施によって、労働者の組織活動は、一片の自由さえ奪われ、争議は例外なく弾圧されて、労働運動は暗黒時代を迎えたのであった。以来、大正十五年の治警法改正に至るまで、あらゆる時期のあらゆる労働者はこの悪法の十七条ならびに三十条の撤廃を叫びながら、あるいは英雄的に行動し、あるいは悪法の犠牲となって牢獄につながるのである」(細谷・鮎沢・渡辺『労働運動史』日本労政教会、9ページ)。

1926(大正15)年、治安警察法17条は削除され、同年の労働争議調停法の成立によって労働組合は取締りの対象から調停の対象となったが、前年の1925(大正14)年には普通選挙法と抱き合わせで悪名高き治安維持法が成立しており、あらゆる自立的運動の「思想」までも取締まることになっていた。

日本国憲法28条、それを具体化するための労働組合法は、戦前の勤労者の無権利状態への反省にたつて労働者の市民的自由と人間的な暮らしを団結権付与により確保・発展させようとするものであったが、労働委員会による国労の不当労働行為救済命令を裁判所が取消す判決を下したことは、中労委による最高裁への上告理由書が指摘しているように、団結権の法理に重大問題を生じさせているのである。これについては別稿でふれたい。